

質疑及び回答

令和 8 年 6 月 10 日付け 8 清工第 106 号で公告した高知市清掃工場電力需給に係る一般競争見積の質疑について次のとおり回答します。

番号	質疑	回答
1	見積書記載の日付をご指示願えますか。 また、押印は不要でしょうか。	見積書に記載する日付は、見積書発送日としてください。また、押印は不要です。
2	ご提示いただいた入札書及び契約書単価設定が時間帯別のメニュープランとなっております。 弊社としては季節別プランで応札希望ですが時間帯メニューは必須でしょうか。 弊社にて修正してもよろしいでしょうか。	見積書は、様式第 6 号を用いて作成することとし、様式の修正はできません。また、電力売買契約書(案)第 4 条に定められた各種単価の構成を変えることはできません。 一方で、例えば、ピーク単価、夏季昼間単価及び夏季夜間単価を 20.00 円/kWh、その他季昼間単価及びその他季夜間単価を 18.00 円/kWh として見積もる等、各種単価に対する見積単価の設定次第では、使用電力量料金を算定する際に使用電力量に乘じる数値が時間帯によらず季節（夏季かその他季であるか）のみで変化する契約とすることが可能です。なお、請求書は「夏季・その他季」としていただいても問題ありません。
3	契約時において、燃料費等調整額について、燃料費等調整額を請求しない料金メニュー等での対応は可能でしょうか。	燃料費調整を行わないプランでの契約はできません。
4	契約時において、燃料費等調整額については、入札単価算出時に適用した算定諸元（基準燃料価格、基準市場価格、算定式等）を契約期間中、継続して適用する対応で問題ございませんでしょうか。	仕様書 10(3)のとおり、燃料費調整単価は四国電力株式会社が各月毎に定める特別高圧供給のものとし、契約期間中に四国電力株式会社の燃料費調整単価に係る算定諸元が変更された場合、変更後の算定諸元に基づいた燃料費調整単価を適用します。

5	旧一電が公表する次年度4月以降に適用となる燃調諸元が大幅に変更になる場合は、弊社システム対応の関係で現行の諸元を継続するなど協議させていただくことがあることをあらかじめご了承ください。	仕様書 10(3)のとおり、燃料費調整単価は四国電力株式会社が各月毎に定める特別高圧供給のものとします。契約期間中に四国電力株式会社の燃料費調整単価に係る算定諸元が変更された場合、変更後の算定諸元に基づいた燃料費調整単価を適用します。
6	弊社請求書様式として燃料費調整単価と市場価格調整単価は合算され燃料費等調整単価として表示されますのでご了承いただけますか。	構いません。ただし、仕様書 10(3)のとおり、燃料費調整単価は四国電力株式会社が各月毎に定める特別高圧供給のものとします。
7	契約単価には、需要場所を管轄する一般送配電事業者が適用する託送供給等約款に基づく託送料金が含まれておりますが、契約期間中に一般送配電事業者の託送料金等の改定があった場合、当該改定に伴う費用変動については、本契約における電気料金の見直し（単価変更）に係る協議対象となる認識でよろしいでしょうか。	需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「地域送配電事業者」という。）が託送料金等を改定した場合は、契約単価の変更について協議します。
8	契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	そのような予定はありません。
9	現在の契約電力をご教示いただけませんか。	現在の契約電力は、3,100kW です。
10	SW切替の際必要となりますので、現在の供給者を教えていただけますでしょうか。	現在の供給者は、エフビットコミュニケーションズ株式会社です。
11	弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行いたしました。 お客さまにはWEB上の『お客様ページ』にて請求書（施設ごとの内訳書アリ）を確認・ダウンロード・印刷して頂くこととなりますが、ご了承いただけますでしょうか。 また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいております、毎月の受電月報（30分データ）の提供は、WEBからのダウンロードにて可能ですのでよろしく申し上げます。	Web 上から請求書をダウンロードし、印刷することは可能です。ただし、請求書には契約書に押印した印と同じ印の押印が必要です（電子印でも構いません）。 なお、本市の債権者登録番号を有している方が本市の指定する請求書で請求する場合は、押印が不要となります。 また、検針結果は仕様書 14 のとおり対応いただければ構いません。

12	お支払い方法は、お振込みでしょうかあるいは口座振替でのご対応でしょうか。	支払い方法は、振込です。なお、振込手数料は仕様書 15 のとおりです。
13	<p>“月々の請求金額算定における計算方法につき、下記文言を参照の上修正願えませんでしょうか。</p> <p>【料金計算】</p> <p>毎月の料金計算は電気料金＝基本料金＋電力量料金とし</p> <p>基本料金＝基本料金単価×契約電力×力率（割引・割増）</p> <p>電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量±燃料費調整額±再生可能エネルギー特別措置法に基づく賦課金（ただし、基本料金単価、電力量料金単価は消費税及び地方消費税を含むものとする。）</p> <p>力率は需要場所ごとに、その一月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。</p> <p>平均力率が85パーセントのときは、電気料金積算内訳書の基本料金とし、85パーセントを上回る場合、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しする。”</p>	<p>力率の算定方法は仕様書 6 (1)及び(4)のとおりであるため、修正できません。</p> <p>また、力率以外の内容は仕様書 8 及び仕様書 9 の内容と同様であるため、修正の必要はないと判断します。</p>
14	契約内容に関する協議にはご対応いただけますでしょうか。	契約書（案）第 18 条に規定する場合及び契約書に定めのない事項等がある場合は、協議に応じます。
15	<p>“契約締結期限の記載がございましたが、こちらは必須でしょうか。</p> <p>またこちらは、土日・祝日を含んだ日数でしょうか。</p> <p>契約内容確定後、社内決済・製本・押印・発送等お時間を頂戴することとなりますが契約締結日をご指定内にて締結すれば問題ございませんでしょうか。”</p>	<p>契約締結期限は公告 12 に記載のとおりであり、期日厳守とします。また、契約締結期限の算定には、土曜日、日曜日及び祝日（以下「休日等」という。）を含みます。ただし、契約締結期限が休日等に当たる時は、翌開庁日を期限とします。</p>

16	<p>“第〇条（契約電力） 契約電力が500キロワット以上の施設において、契約電力を変更する必要があるときは、甲乙協議の上変更するものとする。 2 甲が前項の規定によらず契約電力を超過した場合は、超過金の支払について甲乙協議を行い、超過金の支払が適当であると認められたときは、甲は当該協議において決定された金額を超過金として乙に支払うものとする。 こちらを追記願えませんでしょうか。”</p>	<p>ご提示いただいた文言の第1項については契約書への追記できませんが、変更の必要がある場合は協議します。また、第2項については、仕様書8及び9で契約超過金を支払うこととしているため、追記の必要はないと判断します。</p>
17	<p>“第〇条（〇〇〇〇） 計量日に関する記載がございますが下記文言追記をお願いできますか。 『計量は毎月1日午前0:00とする』・・・計量日が1日の場合”</p>	<p>仕様書6(3)及び8(1)によりご提示いただいた条件を満たすため、追記の必要はないと判断します。</p>
18	<p>“第6条（権利義務譲渡） 下記文言の追記をお願いできますでしょうか。 乙は、本契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。 ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を受けた場合には、この限りでない。 この後に➡ただし、甲の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。”</p>	<p>ご提示いただいた文言の追記はできません。</p>

19	<p>“第12条（違約金・・・） 甲の責に帰すべき事由により発生する違約金についての記載がございませんので、下記文言を参考に条項の追加をお願いできますでしょうか。</p> <p>『甲の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、甲は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、第4条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じた額に、第4条に定める基本料金を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として乙の指定する期間内に支払わなければならない。』</p>	<p>ご提示いただいた文言の追記はできません。</p>
20	<p>“第18条（協議） 定めのない事項につき協議を行う際に『乙の電力需給約款参照の上』を追記お願いできますか。”</p>	<p>「乙の電力需給約款」の内容については、電力売買契約書（案）第18条における「本契約に定めのない事項」に含み、参照の可否についても協議の上で決定することとなります。このため、追記の必要はないと判断します。</p>
21	<p>弊社が落札した場合は、「燃料費等調整を行わない（請求しない）契約」のみの対応となりますが、応札可能でしょうか。 （基本料金＋電力量料金＋再エネ賦課金のみ）</p>	<p>燃料費調整を行わないプランでの契約はできません。</p>
22	<p>弊社は1供給地点ごとに請求書を1部発行しておりますが、本件では、供給地点内でさらに分割した請求書発行の対応は生じますか。</p>	<p>請求書を分割することはありません。</p>
23	<p>本件では分割入金の希望はございますか。ある場合は、入金内訳について事前に弊社までお知らせいただくことは可能でしょうか。 （例：自動販売機の運営にかかる電気料金については自動販売機を設置・運営している業者が支払う場合など）</p>	<p>料金を分割して支払うことはありません。</p>

24	<p>弊社では、計量結果の報告（通知書）を請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせて頂いております。検針結果等の通知書を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりませんが問題ございませんでしょうか。</p>	<p>検針結果等の通知書を請求書発行前に発行する必要はありません。ただし、請求書発行後、仕様書 14 に示すとおり計量データを本市にご提出ください。</p>
25	<p>弊社の請求書は、社名と社印のみであり、代表者役職および代表者名、代表者印はございませんが問題ないでしょうか。</p>	<p>契約時に、社印等の取扱いについて対応を協議します。</p> <p>なお、本市の債権者登録番号を有している方が本市の指定する請求書で請求する場合は、押印が不要となります。</p>
26	<p>燃料費等調整に関しまして、お尋ねいたします。</p> <p>弊社では、料金単価の変動をもたらす燃料費等調整の仕組みを導入していないため、燃料費等調整が必須の場合は入札に参加することができません。</p> <p>弊社のような事業者が応札に参加することは可能でしょうか。</p> <p>※契約期間中に燃料市場等の高騰があった場合でも、弊社から値上げをお願いすることはございません。</p> <p>また、政府による割引（激変緩和処置等）が発生した際には、適切な額を請求額に適応させていただいております。</p> <p>燃料費等調整を行わないことで燃料市況や市場価格の変動リスクを抑えられるだけでなく、請求金額が安定(固定化)し、予算管理等にもお役立ていただけるものと考えております。</p>	<p>燃料費調整を行わないプランでの契約はできません。</p>
27	<p>制度上の確認なのですが、入札公告別紙 1 ①にごございます「地方自治法施行令第167条の4第2項第5号」に関しまして、本条項は高知市との契約において契約不履行があった場合に該当するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

28	<p>入札公告別紙1③にございます、供給実績（1か年に供給した電気量1,000,000kWh以上）について、実績の対象期間に指定はありますでしょうか。</p> <p>（例：過去〇年以内の実績に限る等）</p>	<p>実績の対象期間は指定しません。</p>
29	<p>仕様書に基づき、四国電力株式会社が定める燃料費調整制度以外の契約は一切認められないとの認識で良いでしょうか。</p> <p>（例えば、落札者が独自に定める燃料費調整制度や燃料費調整を行わない契約など）</p>	<p>仕様書10(3)のとおり、燃料費調整単価は四国電力株式会社が各月毎に定める特別高圧供給のものとし、独自の燃料費調整額とすることはできません。</p>
30	<p>見積単価については、少数第2位までの値とするとの記載がございます。見積単価の提示は可能ですが、弊社システム都合により予備線料金の算定時では、弊社料金条件に則った（小数点持ち）算定となります。見積単価と実請求算定単価が異なることについて承諾いただけますでしょうか。〔(例)予備線料金：1,715.37円×5%＝（実請求時算定単価）85.7685〕</p>	<p>実際の請求金額が、仕様書に記載している算定方法と結果が同じであれば問題ありません。</p>
31	<p>小売電気事業者として登録されている者であることを証する書類の写しを提出する必要がありますが、弊社はみなし小売電気事業者であり、経済産業省から小売電気事業者登録に係る通知が発行されていないため、小売電気事業者一覧を公開している同省ホームページURLを記載した上申書（代表者印あり）にて対応させていただくことで問題ないでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>
32	<p>当該供給地点の供給管区を確認するため、下記についてご教示いただけますでしょうか。</p> <p>①当該供給地点を管轄する一般送配電事業者（旧一般電気事業者）</p> <p>②請求書等に記載のある供給地点特定番号の先頭2桁</p>	<p>地域送配電事業者は、四国電力送配電株式会社です。また、供給地点特定番号の先頭2桁は、08です。</p>
33	<p>提出する書類の日付は提出日によろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定（例：開札日）等はございますか。</p>	<p>申請書類に記載する日付は、申請書類発送日としてください。また、見積書に記載する日付は、見積書発送日としてください。</p>

34	自家発補給電力の契約はありますか。	該当する契約はありません。
35	現在の契約電力が 500kW 以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。（頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。）	質疑回答日時点の契約電力は仕様書と同じですが、契約電力を変更する場合は、本市から根拠を示し、協議のうえで契約電力を決定することとします。
36	現在の契約電力と直近 12 か月分の最大需要電力を教えてください。最大需要電力の実績が現在の契約電力を超過している場合、最大値に合わせて契約電力の超過是正を行う予定はありますか。	仕様書別紙に、直近の過去 3 か年度において本市が受給場所で電気を調達したときの契約電力、力率、最大需要電力及び使用した電力の量を記載していますのでご確認ください。また、令和 8 年 4 月及び令和 8 年 5 月の最大需要電力は 0 kW です。 最大需要電力と現在の契約電力とが異なった場合は、協議のうえで契約電力を決定することとします。
37	契約電力が 1 施設で 500kW 以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。また、その際契約単価の変更協議には応じていただけますでしょうか。	地域送配電事業者から指示された場合、協議のうえで契約電力を決定いたします。 また、原則として契約単価の変更に応じることにはできません。ただし、契約書（案）第 18 条に規定する場合を除きます。
38	供給開始後に最大需要電力が契約電力を超過した場合、一般送配電事業者の指示のもと、超過金の支払いではなく契約電力の超過是正をいたします。（超過是正については弊社で決定するものではなく、一般送配電事業者の指示のもと対応すべき事項です。）その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんでしたでしょうか。	地域送配電事業者から指示された場合、協議のうえで契約電力の超過是正をいたします。 また、原則として契約単価の変更に応じることにはできません。ただし、契約書（案）第 18 条に規定する場合を除きます。
39	予備電力のご契約は予備線（3,100kw）でお間違いないでしょうか。	間違いありません。

40	<p>弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承くださいませでしょうか。また、弊社では料金算定期間の翌月末日を支払期日としております。ご了承くださいませでしょうか。</p>	<p>電気料金の支払い方法は、振込です。振込手数料は、仕様書 15(4)のとおり本市が負担します。</p> <p>支払期日は、仕様書 15(4)のとおりです。</p>
41	<p>①紙の請求書の発行は必要でしょうか。なお、請求書は WEB 上のマイページにてご確認およびダウンロードいただけます。②発行が必要な場合、発行手数料（330 円）はお客様負担をお願いしておりますがご了承くださいませでしょうか。</p>	<p>紙の請求書の発行は必要ありません。また、Web 上から請求書をダウンロードし支払い処理をすることが可能です。ただし、請求書には契約書に押印した印と同じ印の押印が必要です（電子印でも構いません。）。</p> <p>なお、本市の債権者登録番号を有している方が本市の指定する請求書で請求する場合は、押印が不要となります。</p>
42	<p>請求書発行について、弊社では毎月 7 営業日頃の発送となっておりますがご了承くださいませでしょうか。</p>	<p>構いません。</p>
43	<p>現在の計量日は「1 日」でお間違いないでしょうか。</p>	<p>間違いありません。</p>
44	<p>1 地点の請求書を複数に分割した請求書発行が必要な場合、以下についてご確認ください。</p> <p>①分割請求書の発行対応は必須でしょうか。</p> <p>②分割数をご教示ください。</p> <p>③分割した請求書には使用量や金額の内訳記載はされず、請求金額のみの情報となりますがご了承くださいませでしょうか。</p> <p>④通常の請求書を発行後、分割情報を提供いただき、その後分割請求書を作成いたします。分割請求書の発行には通常よりもお時間をいただきますがご了承くださいませでしょうか。</p> <p>⑤分割を行う場合、各施設の分割後の請求金額をご提供いただく必要がございます。子メーター等で計測した使用電力量を元に弊社で請求金額を算出する対応はできかねますがご了承くださいませでしょうか。</p>	<p>請求書を分割することはありません。</p>

45	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。(1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか)複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	料金を分割して支払うことはありません。
46	請求時の基本料金の算定方法について、弊社では(基本料金単価×契約電力)+力率割引・割増相当額により算定しております。基本料金および力率割引については個別に計算しますが、力率割引の考え方は旧一般電気事業者の定義と同じです。例)力率が100%の場合、基本料金を15%割引します。上記算定方法にてご了承いただけますでしょうか。	実際の請求金額が、仕様書に記載している算定方法と結果が同じであれば問題ありません。
47	自動検針装置はついてますか。	自動検針機能付きの電力量計が設置されています。
48	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事項について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	契約書(案)第18条に規定する場合及び契約書に定めのない事項等がある場合は、協議に応じます。また、必要に応じて覚書を締結します。
49	入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留めなど、指定はありますか。また、郵送提出の際、入札書、内訳書を封入した内封筒と、郵送用の外封筒での二重封筒で提出する必要はありますかでしょうか。	見積書は、様式第6号を用いて作成することとします。複数枚にわたることはないため、割印、ホッチキス留め等は不要です。 郵送提出の場合、封入等の方法は公告6(6)及び別図2のとおりとし、二重封筒とする必要はありません。

50	季節別プランとして内訳書を任意様式で作成してもよろしいでしょうか。	見積書は、様式第6号を用いて作成することとし、様式の修正や任意様式での内訳書の作成はできません。また、電力売買契約書(案)第4条に定められた各種単価の構成を変えることはできません。
51	<p>内訳書を任意様式で作成可能な場合、下記の対応でもよろしいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。 ・基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。 ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。 ・1年間の総額(税込)より入札金額(税抜)を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。 	<p>一方で、例えば、ピーク単価、夏季昼間単価及び夏季夜間単価を20.00円/kWh、その他季昼間単価及びその他季夜間単価を18.00円/kWhとして見積もる等、各種単価に対する見積単価の設定次第では、使用電力量料金を算定する際に使用電力量に乗じる数値が時間帯によらず季節(夏季かその他季であるか)のみで変化する契約とすることが可能です。なお、請求書は「夏季・その他季」としていただいても問題ありません。</p> <p>なお、見積単価及び予定使用電気料金は消費税及び地方消費税を含むものとしてください。</p>
52	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額(電源調達調整単価)を算出することは可能でしょうか。	仕様書10(3)のとおり、燃料費調整単価は四国電力株式会社が各月毎に定める特別高圧供給のものとし、独自の燃料費調整額とすることはできません。
53	<p>①弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。</p> <p>②ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。</p>	<p>仕様書10(3)のとおり、燃料費調整単価は四国電力株式会社が各月毎に定める特別高圧供給のものとし、契約期間中に四国電力株式会社の燃料費調整単価に係る算定諸元が変更された場合、変更後の算定諸元に基づいた燃料費調整単価を適用します。</p> <p>また、原則として契約単価の変更に応じることはできません。ただし、契約書(案)第18条に規定する場合を除きます。</p>
54	燃料費調整額が発生しない(請求を行わない)料金制度での応札、契約締結は可能ですか。	燃料費調整を行わないプランでの契約はできません。

55	落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	契約相手方は、見積書提出期限の令和8年8月14日から見積結果通知日の令和8年8月28日までの間に決定し、有資格者すべてに対して通知します。
56	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力料金（燃料費等調整額がある場合はそれを含む）は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	電気料金の算定方法は、仕様書に記載している算定方法と結果が同じであれば問題ありません。
57	落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者を支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。	地域送配電事業者の託送料金等の改定があった場合、料金単価。
58	合算請求書の発行が必要な場合、地点ごとの請求内容をまとめた一覧表の作成はできかねますがご了承いただけますでしょうか。	請求書を合算することはありません。
59	計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。	請求書等への記載の他に、別途計量結果の報告を行う必要はありません。また、検査後の日付で請求書を再発行する必要はございません。 ただし、請求書発行後、仕様書14に示すとおり計量データを本市にご提出ください。
60	仕様書14(1)②に記載のデータについて、弊社マイページよりダウンロードが可能です。①に記載のデータについては、エクセル形式等での提供ではなく、請求書データ(PDF)をご確認いただく形での対応は可能でしょうか。	仕様書14で示す計量データは、エクセル形式またはCSV形式で提出してください。

61	<p>落札者が決まらず 2 回目以降の入札が行われる場合は辞退させていただきたく考えております。その場合の初度入札書提出時に 2 回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要はありますでしょうか。辞退届が必要な場合の様式等もご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>本競争見積は、2 回目以降の見積はありません。</p>
62	<p>契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>契約締結期限は公告 12 に記載のとおりであり、期日厳守とします。提出日の延長については、原則協議に応じることはできません。</p>
63	<p>発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>
64	<p>仕様書 9 (2) ①について、弊社では月間使用電力量が 0kWh の場合、基本料金を半額としており、「契約電力 × 基本料金単価 ÷ 2」により算定しております。「基本料金単価 2」は設定しておりませんが、上記算定方法による対応でも差し支えないでしょうか。</p>	<p>見積書は、様式第 6 号を用いて作成することとし、様式の修正はできません。また、電力売買契約書(案)第 4 条に定められた各種単価の構成を変えることはできません。</p> <p>ただし、基本料金単価 2 を基本料金単価 1 ÷ 2 の金額として見積もる等、見積単価の設定次第ではご提示いただいた算定方法と同等の契約とすることが可能です。</p>
65	<p>上記のとおり、弊社では「基本料金単価 2」を設定しておりません。このため、契約書案第 4 条に記載の「基本料金単価 2」に関する条項について、削除いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>なお、請求書への記載は、ご提示いただいた算定方法としていただいても問題ありません。</p>
66	<p>業務履行実績調書について、電気供給実績の対象期間について特段の指定はないとの認識で相違ないでしょうか。また、実績の確認資料として、契約書および仕様書の写しを提出することで問題ないでしょうか。なお、契約単価等の機密情報につきましては黒塗りのうえ提出を予定しております。</p>	<p>実績の対象期間に定めはありません。また、確認資料はご提示いただいたもので問題ありません。なお、業務履行実績調書に記載された内容以外は黒塗りとしていただいております。</p>

67	市場連動プランでの応札は可能でしょうか。	市場連動プランでの見積りはできません。
68	<p>【燃料費等調整について】</p> <p>弊社では、燃料費調整による料金単価の調整を行っておりません。</p> <p>燃料費調整を行わないことにより、燃料市況の変動に左右されることなく、契約期間中の電気料金を安定的に維持することが可能となります。これにより、予期せぬ料金変動リスクを回避できるだけでなく、年間予算の見通しが立てやすくなると考えております。本件の入札価格算定においては、燃料費調整は考慮しない前提と承知しておりますが、仮に弊社のように燃料費調整を実施していない事業者が落札した場合、実際の請求においても燃料費調整を行わないことについて、ご承諾いただけますでしょうか。</p>	燃料費調整を行わないプランでの契約はできません。
69	<p>【料金単価変更の協議について】</p> <p>弊社は当該地域管轄電力会社と結んでいます契約内容(電気需給約款、託送供給約款)に基づいて入札金額(入札単価)を決定している為、世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生し、当該地域を管轄する電力会社(一般送配電事業社を含む)による託送供給約款等の変更が行われた場合、契約料金単価変更の協議は行っていただけますでしょうか。</p>	地域送配電事業者が託送料金等を改定した場合は、契約単価の変更について協議します。
70	<p>【必要書類の郵送について】</p> <p>郵送方法に関する確認です。</p> <p>提出書類を郵送する際には「レターパック」及び「レターパックプラス」を用いて送付させていただきたいと存じますが、こちらの方法でお送りしても差し支えございませんでしょうか。</p>	レターパック又はレターパックプラスは、一般書留又は簡易書留に付帯する補償がないこと、ポスト投函可能であるため集配遅延等のおそれがあることから、申請書類及び見積書の提出時の使用は認めません。

71	<p>【お支払いについて】</p> <p>弊社では電気料金のお支払いを請求書がお手元に届いてから 30 日以内に銀行振込にてお願いをしているのですが、ご対応いただく事は可能でしょうか。</p>	<p>構いません。</p>
72	<p>【見積書について】</p> <p>見積書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。</p>	<p>見積書に記載する日付は、見積書発送日としてください。</p>
73	<p>【見積書について】</p> <p>基本料金単価1と基本料金単価2は、それぞれ異なる金額を記載するものと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>また、予備線基本料金単価は予備線に係る単価として、基本料金単価 1 とは別に記載し提出する必要があるとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>基本料金単価 1 と基本料金単価 2 は、異なる金額を設定できるようにしておりますが、同額でも問題ありません。</p> <p>予備線基本料金単価についてはお見込みのとおりです。</p>
74	<p>【力率について】</p> <p>算定時の力率は97%の認識でお間違いないでしょうか。</p>	<p>見積書に記載している力率で算定してください。なお、見積書の力率は、電気を使用する月は 98%、それ以外の月は 85%としています。</p>
75	<p>【契約書について】</p> <p>契約書中では「電気の売買」との表現が使用されていますが、本件は電気の供給を目的とする契約と認識しております。「電気の売買」と「電気の供給」は、本契約において同義として扱われているとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>構いません。</p>
76	<p>【封筒について】</p> <p>提出時に使用する封筒につきまして、サイズ等の指定がございましたらご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>封筒のサイズ等に指定はありません。</p>
77	<p>【提出書類について】</p> <p>提出書類につきまして、押印が必要となる書類をご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>押印が必要な書類は、委任状（様式第 3 号）及び暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（様式第 4 号）です。</p>